

# 藤田医科大学ばんたね病院

## 開放型病床運用細則

### (目的)

- 第1条 藤田医科大学ばんたね病院（以下「当院」という。）における名古屋市医師会病診連携システム（以下「連携システム」という。）の登録医との開放型病床の運営にかかる必要な事項を定める。
- 2 登録医と当院医師による紹介入院患者の共同診療及び指導を行う体制とし、患者が必要とする医療を適切に提供しながら、登録医、当院医師相互の医療技術の向上を図るとともに、地域医療の充実に貢献する。

### (開放型病床の設置)

- 第2条 開放型病床は、共同診療及び指導を目的とした病床として、当院病棟内に 5 床設置する。

### (運営協議会)

- 第3条 開放型病床を効率的かつ円滑に管理・運営するため、当院内に「藤田医科大学ばんたね病院 開放型病床運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会の組織・運営については別途定める「藤田医科大学ばんたね病院 開放型病床運営協議会規程」によるものとする。

### (開放型病床利用の原則)

- 第4条 開放型病床を利用する医師は、名古屋市医師会病診連携システム実施要領による登録した医師であることを要し、藤田医科大学ばんたね病院 開放型病床実施要領第3条の 5 に規定する医師（以下「登録医」という。）とする。

### (開放型病床の運営管理)

- 第5条 当院は開放型病床の運営を行い、登録医が有効に利用するために、必要に応じて当院の施設設備の提供を行う。
- 2 当院と名古屋市医師会及び登録医は互いに協力し、開放型病床としての機能が効果的に発揮されるよう努めるものとする。

### (共同診療)

- 第6条 開放型病床に入室する患者に対し、共同診療及び指導により発生する診療費について、登録医、当院双方が入室前に理解を得ることとする。
- 2 登録医からの開放型病床利用申請については、地域医療連携センターまたは、

- 各診療科医師が対応することとし、各診療科所属長を管理責任医師とする。
- 3 開放型病床に入室した患者の治療に関し、当院医師を主治医とし、登録医は院外主治医とする。
- 4 共同診療の実施日時については、主治医と事前に調整することとし、原則として当院の診療日の、午前 9 時から午後 5 時とするが、主治医との合意がある場合はこの限りではない。
- 5 開放型病床への入院期間は、原則として 2 週間を目処とする。
- 6 患者の開放型病床からの転室、転棟、退院は主治医が決定し、院外主治医に報告するとともに、患者が転院を必要とする際には、院外主治医は主治医に協力する。

(医療事故賠償責任)

- 第 7 条 開放型病床の運営・管理上で発生した医療事故で登録医の診療行為にかかる賠償責任は、当院の病院長及び開設者が責任を負うものとする。
- 2 前項の医療事故において登録医に重大な過失があった場合には、当院の病院長及び開設者が求償権を行使することがある。

(その他)

- 第 8 条 当細則に定めのない事項及び運営上の疑義については、運営協議会に諮り解決するものとする。

附則

1. 当実施要領は、2017年9月1日より施行する。
2. 2018年10月10日 改訂